

静岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年1月14日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸  
静岡県監査委員 大 石 哲 司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松技術専門学校	令和3年7月29日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な事務処理及び点検結果報告に対する不適切な管理</p> <p>3 内 容 浜松技術専門学校は、令和2年度消防用設備等点検業務委託契約（契約額401,500円）において、次のとおり不適切な事務を行っていた。</p> <p>(1) 消防用設備等点検業務委託において、設計額の基礎となる数量と仕様書の数量が異なっており、設計書が不適切であった。点検すべき数量も実績と異なっていた。</p> <p>また、点検業務のほかに防災訓練支援業務を委託しているが、設計書に項目及び経費を計上していなかった。</p> <p>(2) 再委託の承認の際、再委託業者の消防設備点検資格の有無、再委託する範囲及び理由を確認していなかった。</p> <p>(3) 消防設備の点検結果報告書の検査実施数量等が仕様書と異なっているにもかかわらず、報告書を受理、承認していた。</p> <p>また、防災訓練支援業務の履行状況を確認できる書類がなかった。</p> <p>(4) 点検結果報告書で、機器の不作動が報告されているにもかかわらず、修理を行わず、放置していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、令和2年度消防用設備等点検業務委託の設計書や仕様書の作成、委託業者から提出された点検結果報告書の内容の確認とその後の対応が不十分であったために、不適切な事務処理及び管理状況となったものです。</p> <p>今後は、点検業務委託に係る仕様書等の作成時や結果報告書の受理時には、それぞれの数量の差異について、複数の職員による確認を徹底します。</p>	

また、防災訓練支援業務を委託する場合には、項目や経費の計上漏れ、再委託する場合は再委託業者の資格、再委託範囲、再委託理由を確認し、適切な事務処理及び管理を実施します。

不作動が報告された誘導灯バッテリー及び煙感知器については、令和3年8月3日に修繕工事を実施し、正常に作動する状態に改善しました。

今後は、業務委託事務について適切な事務処理及び結果報告に対する適切な管理に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
田子の浦港管理事務所	令和3年7月29日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 港湾占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 田子の浦港管理事務所は、平成28年度から令和2年度までの間、港湾占用料の徴収において、減免等の適用及び算定を誤り、過徴収9件1,996,016円及び還付加算金3件83,100円が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、港湾占用料の算出に際し、ガス事業者等の申請について、地下埋設管の本線として使用料を2分の1の額とすべきところ、減免の適用を誤り2分の1の額を適用しなかった等の理由により発生したものです。</p> <p>誤徴収の対象となったガス事業者等の占用者に対しては、その理由を説明の上、令和2年度及び令和3年度に還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、占用許可を担当する管理班と調定事務を担当する総務班で占用関係事務の勉強会を実施し、今回発生事案はもちろん、その他誤りが発生しやすい事例についても占用料計算の確認及び所内の情報共有を行いました。</p> <p>今後は、勉強会を継続して行うとともに、港湾占用料の算出に際し両班の複数人によるチェックを徹底し、正確な算定に努めます。</p>	
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 港湾施設用地貸付料の算定誤り</p> <p>3 内 容 田子の浦港管理事務所は、平成29年度から令和2年度までの間、港湾施設用地貸付料1件の算定を誤り、331,302円の徴収不足が発生した。</p>	
<p>本件は、港湾施設用地貸付料の算出に際し、固定資産税評価額を参考に土地単価を3年ごとに改定し貸付料を算出すべきところ、これを行わず算出していたために発生したものです。</p> <p>誤徴収の対象となった借受者に対しては、その理由を説明の上、令和3年度に追加徴収を行いました。</p> <p>再発防止策として、港湾施設用地貸付料の確認と所内の情報共有を強化するため、貸付契約を担当する管理班と調定事務を担当する総務班で港湾施設用地貸付関係事務について勉強会を実施し、次回の改定年度について所内で共有しました。</p>	

今後は、勉強会の継続により、該当年度において単価改定の漏れが生じないよう知識を共有するとともに、毎年の貸付料を算定する際の貸付料根拠資料の確認について、両班の複数名によるチェックを徹底し、正確な算定に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川西高等学校	令和3年7月29日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り</p> <p>3 内 容 掛川西高等学校は、令和2年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇の付与に際し、令和元年度分の年次有給休暇残日時を繰り越さなかったため、付与日数に誤りが生じた。</p> <p>また、別の非常勤職員が令和元年度に年次有給休暇を請求する際、請求簿の期間及び残時間数を誤って記載し請求したが、同校は、請求を承認する際、その誤りに気付かず、当該職員の年次有給休暇請求簿の残時間数の記載が過少となっていたため、当該職員がその後に休んだ際に、同校は年次有給休暇が残っているにもかかわらず、欠勤と処理していた。このため、当該職員に対して非常勤職員報酬等の支払いが7,678円過少となっていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、会計年度任用職員の年次有給休暇制度に関する服務担当者の誤認識があったこと、また年次有給休暇簿を決裁する際、服務監督者・服務担当者による休暇請求期間・時間数及び残日数・残時間数の確認が不十分であったことが原因です。さらに報酬支払の際、年次有給休暇簿の写しを支出票に添付し、複数人で確認してから支払手続に進むところ、それができていませんでした。</p> <p>判明後、当該職員に誤りの内容を説明のうえ謝罪するとともに、年次有給休暇請求簿は速やかに訂正し、過少となった報酬分は令和3年6月23日に追給しました。また、令和2年度の年次有給休暇請求簿の点検を行い、本件以外に誤りがないことを確認しました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>年次有給休暇制度について改めて確認するとともに、年次有給休暇付与時及び取得時に複数人による確認を徹底しています。また、報酬支払の際は年次有給休暇簿の写しを添付し、複数人で確認してから支払手続を行うよう体制を整え、再発防止に努めています。</p>	